

令和7年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

普通会計のみならず、公営事業会計や一部事務組合・公社までを対象とし、自治体財政の全容をとらえようとする自治体財政健全化法は、自治体の破綻を未然に防ぐため財政状況の改善を強く促すのが目的で、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）と、個々の公営企業に係る指標である資金不足比率は、監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告し、かつ公表することとしております。

本町における令和7年度決算に係る健全化判断比率は、すべての指標で早期健全化基準を下回っており、健全財政を確保しています。実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しては、黒字のため計上がなく、実質公債費比率は8.2パーセント、将来負担比率は24.4パーセントとなっています。

資金不足比率については、下水道事業において資金不足は生じておらず、資金不足比率の計上はありません。

この制度において、本町では全ての指標について、財政の健全性が確認されております。

今後も、住民の皆様に分かりやすい財政状況の開示に努めるとともに、効果的な事業執行に努め、将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築してまいります。

健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率を下記のとおりお知らせします。

記

(単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (14.10)	－ (19.10)	8.2 (25.0)	24.4 (350.0)

()は令和7年度決算に係る早期健全化基準である。

資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る資金不足比率を下記のとおりお知らせします。

記

(単位: %)

公営企業会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	－	

公営企業会計の経営健全化基準は20.0%である。

〔指標の公表は平成19年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用〕

（健全財政）

（財政悪化）

三木町の状況

早期健全化基準

財政再生基準

健全化 判断比率	実質赤字比率	－（－）	14.10%（14.20%）	20%
	連結実質赤字比率	－（－）	19.10%（19.20%）	30%
	実質公債費比率	8.2%（7.2%）	25.0%	35%
	将来負担比率	24.4%（17.4%）	350.0%	

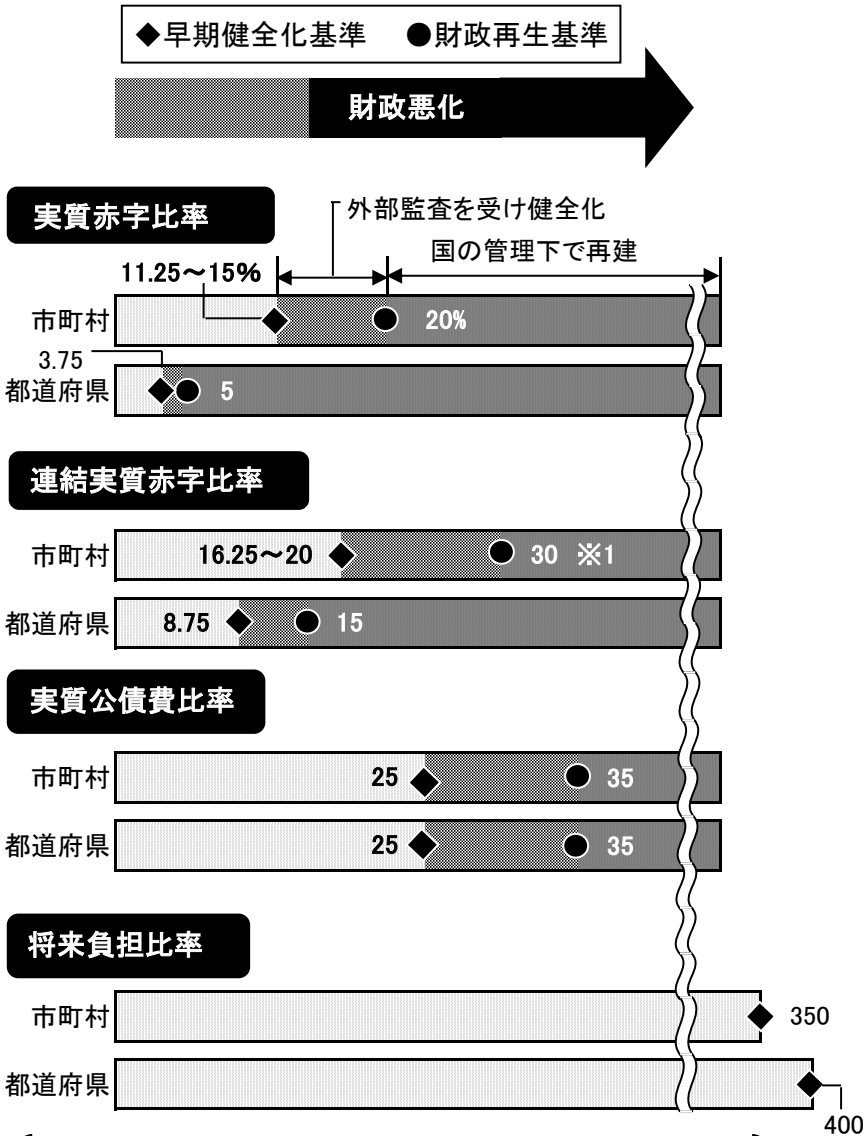
（ ）は令和6年度数値

資金不足比率			経営健全化基準
	下水道事業会計	－（－）	20%

（ ）は令和6年度数値

健全化 判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法）により定められた自治体財政の健全度を示す指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が定められている。 自治体は、毎年前年度決算に基づきこの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査、議会への報告後に公表することとしている。 また、健全化判断比率が早期健全化基準・財政再生基準以上となった自治体は、財政健全化計画・財政再生計画を策定し、財政の健全化をめざすこととなる。
早期健全化 基準	自治体財政健全化法により健全化判断比率に対して定められた基準。 健全化判断比率のいずれか1つが早期健全化基準以上となった自治体は、財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化をめざすこととなる。
財政再生基準	自治体財政健全化法により健全化判断比率のうち、将来負担比率以外の指標に対して定められた基準。健全化判断比率のいずれか1つが財政再生基準以上となった自治体は、財政再生計画を策定し、国の指導の下で財政の健全化をめざすこととなる。
経営健全化 基準	資金不足比率が経営健全化基準以上となった地方公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、当該公営企業の経営健全化をめざすこととなる。

自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準



将来負担比率のみ政令指定都市に都道府県の基準を適用。
数字に幅のある基準は財政規模に応じて異なる。

早期健全化・財政再生の基準

(単位: %)

項目 \ 基準		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	市町村	11.25～15	20
	都道府県	3.75	5
連結実質赤字比率	市町村	16.25～20	30 ※1
	都道府県	8.75	15
実質公債費比率 ※2	市町村・都道府県	25	35
将来負担比率	市町村	350	－
	都道府県・政令指定都市	400	－

※1 連結実質赤字比率は市町村のH20～21年度決算の破たん基準は40%、H22年度は35%に緩和する経過措置を設ける。都道府県についても同様に対応する。

※2 地方財政法に基づく実質公債費比率及び起債制限比率

実質公債費比率	18以上	起債許可団体 公債費負担適正化計画の作成
	25以上	起債制限 ただし、起債制限比率20未満の場合は、例外措置あり

自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準の範囲

一般会計等	1①. 一般会計		—	実質赤字比率		実質公債費比率	
	1②. 一般会計等に属する特別会計						
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		① 国民健康保険事業		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	
			② 介護保険事業				
			③ 後期高齢者医療事業				
			④ 介護予防サービス事業				
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業 又は 地財令第37条の事業)	法適用企業	① 下水道事業	資金不足比率 (会計ごとに算定)			
		法非適用企業					
一部事務組合・広域連合		① 三木・長尾葬斎組合 ② 香川県東部清掃施設組合 ③ 香川縣市町総合事務組合 ④ 香川県後期高齢者医療広域連合 ⑤ さぬき市・三木町山林組合 ⑥ 東かがわ市外一市一町組合 ⑦ 香川県広域水道企業団					
地方公社・第3セクター等		① 三木町土地開発公社 ② 公益財団法人 三木町文化振興財団 ③ 公益財団法人 三木町健康生きがい財団					